

## 米軍基地普天間飛行場の危険性の除去及び早期返還 に関する意見書

米軍基地普天間飛行場については、平成8年の日米両首脳による返還発表から既に12年が経過している。その間、ヘリコプターからの燃料タンクや車両の落下事故などが相次いで起きており、特に平成16年8月13日に大型輸送ヘリコプターが、沖縄国際大学に墜落、炎上した事故は、宜野湾市民はもとより沖縄県民に与えた恐怖と不安は計り知れないものがある。

さらに最近では、深夜までの住宅地上空での旋回飛行訓練や嘉手納基地空軍との即応訓練の実施、外来機の頻繁な飛来など、普天間飛行場を取り巻く環境は年々悪化の一途をたどっており、危険性を除去するという市民の願いとは逆行している状況にある。

そのような中、本年6月26日、普天間基地爆音訴訟において、航空機騒音により生活妨害、睡眠妨害を受けており、米軍機墜落への不安や恐怖感を精神的被害として認め、司法の場で初めて、普天間飛行場の危険性が認定される判決が下されている。

宜野湾市は、これまで米軍による事件、事故が起こるたびに、日本政府及び関係機関に抗議、要請してきたが、一向に解決の道は見えず、これ以上、いつ何どき、大惨事を引き起こすか予断を許さない状況のまま、同飛行場の運用を放置することは許されるべきではない。

よって本市議会は、市民の尊い生命や財産及び平穏であるべき生活を守るためにも、一日も早い普天間飛行場の危険性の除去を図るべく、日米両政府において、あらゆる手段を講ずるよう求めるとともに、同飛行場を早期返還するよう強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年7月30日

あて先：内閣総理大臣、外務大臣、防衛大臣、沖縄及び北方対策担当大臣、  
外務省沖縄担当大使、沖縄防衛局長、沖縄県知事